

奈良県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
和田 卓也	わだ整骨院 大和高田市曾大根一丁目一七番二二一	平成二十八年四月五日
由利 信介	ゆとりの鍼灸院 生駒郡三郷町立野南二一五 一三一	平成二十八年二月二十九日
伊藤 貴也	みやさと鍼灸マッサージ院 北葛城郡王寺町明神一丁目六番二六号	平成二十八年四月二十五日
松尾 征矢	マツオ整骨院 桜井市大字東新堂三四二一三	平成二十八年四月二十七日
松尾 征矢	マツオ鍼灸院 桜井市大字東新堂三四二一三	平成二十八年四月二十七日
浅野 勝二	訪問マッサージ KEiROW 生駒壱分ステーション 生駒市西松ヶ丘一〇一三六	平成二十八年五月二日

久保 勝志

ひまわり整骨院

平成二十八年五月九日

天理市田井庄町五六五―二

金星ビル一〇五号室